

収入が減って国民年金
保険料を支払えない
なあ…



経済的に苦しくて、昨年
から国民年金保険料を
納めていないわ…

こんなときには

国民年金保険料の免除・猶予の申請を!!

申請期間

- ▶過去の分/2年1カ月前の分まで
 - ▶将来の分/翌年の6月分まで
(1~6月に申請する際は、その年の6月分まで)
- 申請が遅れると、万が一の際に障害年金などを受け取ることができない場合があります。申請は、速やかにされるようお願いします。

免除申請(全額・一部)

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得(さかのぼって申請される際には、その年の前年所得)が一定以下の場合や、失業などの理由がある場合、申請により保険料が全額または一部免除となります。

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納付されないと一部免除が無効となり、未納の扱いとなります。

※配偶者とは、別居中の配偶者や生計を同一にしていない配偶者も含まれます。

若年者納付猶予申請

30歳未満の方(学生の方を除く)で、本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)それぞれの前年などの所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

添付書類

失業したなどで免除申請される方は、雇用保険受給資格者証などの写しが必要です。

保険料の追納制度(後払い)

免除や納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なく算定されますが、過去10年以内の期間については、追納することで将来の年金額を増やすことができます。

保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金などの受給申請の際、年金を受給する資格がないとされることもあり得ます。やむを得ない事情があるときは、保険料納付の免除・猶予制度をご利用ください。

申請は、役場総合サービス室または日本年金機構(年金事務所)で受け付けています。

問い合わせ先/役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

地方税合同公売会を開催します

道(総合振興局)と市町村などでは、差し押さえた財産の合同公売会を開催します。

公売会では差し押さえた物件を会場に陳列しますので、ご確認の上、入札やせり売りに参加することができます。(物件によっては、当日は陳列されず、別の場所での事前の下見や事後の引き渡しとなる場合があります)多くの皆さんの来場をお待ちしています。

詳細は、釧路総合振興局のホームページをご覧ください。

- ▶日時/10月18日(土) 10時(競り売り開始)/11時・入札締め切り/正午)
- ▶場所/旧釧路市立東栄小学校体育館(釧路市弥生2丁目1番33号)
- ▶参加団体/釧路総合振興局・根室振興局、釧路・根室管内市町村、釧路・根室広域地方税滞納整理機構
- ☐問い合わせ先/役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)、釧路総合振興局納税課 ☎ 0 1 5 4 ④ 9 1 7 1 まで。URL http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/nzi/index_nzi.htm

総合サービス室は

どうぞお気軽にご利用ください

役場の総合案内窓口です

「この届け出、どこに出したらいいのかしら…？」
「〇〇課って、どこかしら…？」

役場にいらしたときに、こんな風にお困りになったことはありませんか。役場で分からないことがありましたら、1階中央の環境生活課総合サービス室にどうぞお尋ねください。

次の業務も、従前どおり総合サービス室で行っています。

- ▶戸籍の届出・交付
- ▶住民登録関係
- ▶印鑑登録・証明書交付
- ▶国民年金の各種手続き
- ▶パスポートの申請・受付・交付
- ▶町民等宿泊支援事業利用券の交付
- ▶入居証明の申請・交付



役場に行ったら、まずは総合案内窓口
(環境生活課総合サービス室)へ

問い合わせ先/役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

『発見! てしかが人』参加者を募集します

てしかがえこまち推進協議会温泉街部会

10月の予定

- ☐国立公園の中の弟子屈
- ▶日時/10月8日(水) 13時~14時30分
- ▶場所/川湯エコミュージアムセンター

- ☐顧客満足度
- ▶日時/10月16日(木) 19時~20時30分
- ▶場所/川湯ふるさと館

- ☐ユニバーサルデザイン
- ▶日時/10月30日(木) 13時30分~15時
- ▶場所/ピュアフィールド風曜日

※参加料は1回につき500円
※現地集合・現地解散
※当日参加もできますが、なるべく事前のご予約をお願いします。

☐予約・問い合わせ先/てしかがえこまち推進協議会温泉街部会 酒巻 ☎ 0 9 0 - 6 4 4 6 - 7 2 3 0 まで。

てしかがえこまち推進協議会温泉街部会では、町民の皆さんが地元を深く知り、地域全体でお客さまをもてなすことができるようになるまちになることを目指し、講座「発見! てしかが人」を開催します。

「発見! てしかが人」は、町内のさまざまな職種の方や役割を持っている方を講師に招き、普段聴くことができないお話を聴いたり、体験を行ったりすることによって、弟子屈のことをより深く知ってもらおうというものです。

地元を深く知ることで、弟子屈をより一層愛することにつながり「暮らすこと」と「まちを訪れた方をもてなすこと」の両方が、まちの皆さんの喜びとなるように企画しました。弟子屈の人や仕事の存在を知っていても、そのとき、その場所で、その方にしか語れないことがたくさんあります。当たり前だと思っていた、まちの豊かな自然や資源を、普段とは違った視点で見ることができるかもしれません。

講座は全部で15回ですが、興味のある回のみ参加も歓迎します。奮ってご参加ください。

問い合わせ先/てしかがえこまち推進協議会事務局(役場観光商工課観光振興係) ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)